

玉名市学校規模適正化審議会「建議」

令和4年1月26日

玉名市学校規模適正化審議会

目次

はじめに	2
第1章 「学校規模の適正化」に係る国の基本的な考え方	3
1. 「学校規模の適正化」が課題となる背景	3
2. 「学校規模の適正化」検討において考慮すべき観点	4
3. 「望ましい学級数」と「規模適正化」の目安	5
4. 魅力ある学校づくり	5
第2章 当面する学校教育の課題	7
1. 少子化の進行	7
2. 小学校児童数と将来推計	7
3. 学校施設老朽化の現状	8
4. 通学距離・通学時間の現状	9
第3章 本審議会の審議過程	11
1. 審議過程の概要	11
2. 平成23年の「玉名市学校規模適正化について（建議）」の概要	11
3. 「学校規模適正化」に関する市民アンケート調査	12
4. 玉陵小学校の取組み	14
5. 「子供の現状」と求められる学校教育環境	15
6. 教育課程・教育方法の観点	17
第4章 「学校規模適正化」についての基本的な考え方	19
1. 「子供のための教育環境整備」の観点を第一に	19
2. 学校の適正規模の考え方	19
3. 全市的な視野に立ち、適切な優先順位に基づく学校規模適正化の推進	19
4. 地域の実態を踏まえた学校の適正配置の推進	20
5. 子供たちの通学要件、地域性への配慮	20
6. 地域と学校の連携・協働の一層の推進	20
・資料1-1 児童数・学級数2020（R2）年・2027（R9）年（推定）	
・資料1-2 児童数2020（R2）年・2027（R9）年（推定）グラフによる比較	
・資料2 玉名市小中学校位置図	
・資料3 6つのゾーンに分けた中学校区	
・玉名市学校規模適正化審議会 審議経過	
・玉名市学校規模適正化審議会 委員名簿（R2年度・R3年度）	

はじめに

総人口の減少、少子・高齢化や情報化・国際化の急速な進展は、社会全体や教育分野に様々な影響を及ぼし、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しています。

玉名市においても、4市町が合併して新設玉名市が誕生した平成17年の71,851人が、平成22年69,541人、平成27年66,782人、令和2年64,292人と推移し、平成17年から令和2年までの15年間で約10.5%の減少をみえています。また、年少人口（0～14歳）では、平成2年14,164人、平成12年11,356人、平成17年10,071人、平成22年9,107人、令和2年7,965人と推移し、平成2年から令和2年までの30年間では約43.8%の減少、平成17年から令和2年までの15年間でも約20.9%の減少をみえています。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年）」によれば、年少人口は、令和2年7,965人から令和12年6,879人、令和22年5,959人と「10年で1,000人ずつ減少」していき、令和2年から令和12年までの10年間で約14%、令和22年までの20年間では約25%の減少率が推計されています。

このような子供の減少は小中学校の小規模化をもたらし、学校運営や教育効果等への様々な影響が考えられるところです。玉名市学校規模適正化審議会は、このような現状及び将来予測を踏まえ、適正な学校規模や学校規模適正化の方策等について審議するため、令和2年11月に設置され、これまで7回の審議会を開催してまいりました。その審議結果を取りまとめたものが、本建議であります。

教育委員会におかれましては、本建議を受け、今後一層の少子化が進むことが予想される中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点から踏まえ、学校の規模によって生じる諸問題を改善し、子供たちにとってより望ましい教育環境の整備・充実に向け、今後の学校規模適正化に向けた具体的な方策等を示した「(第2次)玉名市学校規模・配置適正化基本計画」を策定されるよう強く望みます。

「人生100年時代」を迎え、現在の小学生は「22世紀」を生きることになります。平成27年、国際連合において令和12年までの新たな開発目標として17のゴール・169のターゲットから構成された「持続可能な開発目標（SDGs）」が、地球上の「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて取りまとめられました。「17のゴール」の中には、「4.すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」が含まれており、「教育環境の充実」は重要な世界的課題となっています。

本建議が、まさに「22世紀を生きる子供たち」に対し、私たち大人が今、果たすべき責任と役割とは何か、明日の学校教育の在り方を一緒に考える契機になれば幸いです。

令和4年1月26日

玉名市学校規模適正化審議会会長 古賀倫嗣

第1章 「学校規模の適正化」に係る国の基本的な考え方

1. 「学校規模の適正化」が課題となる背景

総人口の減少や少子・高齢化の進展の中進められている、現時の「学校規模の適正化」は、平成26年9月に政府が発表した「地方創生」政策の一環としてその推進が求められてきました。

平成26年12月、閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は「地方は、人口減少を契機に、『人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる』という負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高い。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まることは必至である。人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、以下の基本的視点から、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何よりも重要である。」とうたいました。その基本的視点とは、『東京一極集中』を是正する。」「若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。」「地域の特性に即して地域課題を解決する。」の3つです。

これを踏まえ、「総合戦略」は『しごとの創生』と『ひとの創生』を目指す『政策パッケージ』として、「(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の中の「(ア) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成」の施策項目の下で、「学校規模の適正化」について次のように述べています。

「(4)-(ア)-② 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援 : 集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるといふ学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模を確保することが望ましいが、今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。そのため、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、学校統合を検討する場合や、小規模校の存続を選択する場合、更には休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合などに対応し、活力ある学校づくりを目指した市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。」

これを受けて、平成27年1月、文部科学省は「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（以下「手引」という。）」を策定し、各都道府県教育委員会教育長等宛て通知しました。

「手引」は、その冒頭で「学校規模の適正化が課題となる背景」として、「児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。」と述べ、設置者である市町村に対して、「国が定める標準は『特別の事情があるときはこの限りでない』とされている弾力的なものですが、今後、少子化が更に進むことが予想される中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点を踏まえ、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応が将来にわたって継続的に検討していかなければならない重要な課題であるとの認識が広がっており、各設置者において、それぞれの地域

の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討することが求められています。」と要請しました。

2. 「学校規模の適正化」検討において考慮すべき観点

「手引」は、「検討の際に考慮すべき観点」として、「法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに『12 学級以上 18 学級以下』が標準とされていますが、この標準は『特別の事情があるときはこの限りでない』という弾力的なものとなっていることに留意が必要です。また、一口に標準規模未満の学校といっても、実際には抱える課題に大きな違いがあります。このため、学校規模適正化の検討に際しては、12 学級を下回るか否かだけでなく、12 学級を下回る程度に応じて、具体的にどのような教育上の課題があるのかを考えていく必要があります。さらに、実際の小・中学校の教育活動に着目すれば、同じ学級数の学校であっても、児童生徒の実数により、教育活動の展開の可能性や児童生徒への影響は大きく異なってきます。このため、学校規模の適正化に当たっては、法令上標準が定められている学級数に加え、1 学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的な検討を行うことが求められます。」と「学校規模の適正」に係る審議のプロセスを指摘しています。

さらに、そうした「学級数に関する視点」に基づき、「学級数が少ないことによる学校運営上の課題」、「教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題」、「学校運営上の課題が児童生徒に与える影響」について課題を整理していますが、ここではその概要について述べます。

1) 学級数が少ないことによる学校運営上の課題

- ・クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ・クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ・加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい

2) 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

- ・経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ・児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ・チーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ・教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない

3) 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

- ・集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ・児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある

3. 「望ましい学級数」と「規模適正化」の目安

「手引」は、続いて、「こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。」としています。

その上で、現行の学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合に、市町村において考え得る対応について、学級数を中心に大まかな目安として次のように整理しました。

○小学校の場合

【1～5学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

【6学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅があり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

【7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模】

おおむね、一つ又は二つの学年以外でのクラス替えができない学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。今後の児童数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。

【9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模】

おおむね、全学年でのクラス替えはできないものの半分以上の学年でクラス替えができる学校規模。学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して、今後の教育環境の在り方を検討することが必要である。

4. 魅力ある学校づくり

「手引」は、「学校統合の検討においては統合後の将来ビジョンの共有が重要であり、統合によってより良い学校になる、魅力ある学校づくりにつながっていく、という道筋を明確にすることが必要となります。」と述べ、以下のとおり、統合の検討を契機とした魅力ある学校づくりの工夫の例を紹介しています。

1) 地域との協働関係を生かした学校づくり

- ①保護者や地域住民の参画により学校運営の改善に取り組む「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」等の積極的導入による、地域と学校のより密接な協働関係の構築
- ②教職員と地域住民とが目標や課題を共有し、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを的確かつ機動的に反映させることを可能にするコミュニティ・スクールの活用による、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進
- ③統合対象各地域の多様な文化・地理・歴史・産業等の教育資源を積極的に活用した教育活動を展開することによる、地域学習やふるさと教育の充実

2) 魅力あるカリキュラムの導入等

- ①「小中一貫教育」の導入により、小規模校の課題である社会性の育成や切磋琢磨する環境の整備、多様な考え方に触れる機会の確保
- ②地域の高校との連携強化を図り、小中高全体での特色あるカリキュラムの導入
- ③学校統合は教育活動や学校運営の在り方を変える大きな契機になることから、ICTの計画的導入や校務支援システムの導入を推進

3) 施設整備面での充実

- ①地域への学校開放を前提としたコミュニティスペースの確保、図書館や公民館等、社会教育施設との複合化
- ②統合後の学校における学習内容や学習形態に応じた施設設備の充実
- ③従来よりも長い期間有効活用するといった工夫による学校施設の長寿命化

第2章 当面する学校教育の課題

1. 少子化の進行

玉名市の総人口は、平成2年には73,319人であったものが、平成12年73,051人、新設玉名市が誕生した平成17年71,851人、平成22年69,541人、平成27年66,782人、令和2年64,292人と推移し、平成2年から令和2年までの30年間で約12.3%の減少をみています。将来人口についても、国立社会保障・人口問題研究所編「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」によれば、令和12年（2030年）57,001人、令和22年（2040年）50,173人と減少していき、令和27年（2045年）には46,675人と5万人を割り込み、令和2年からの25年間で約27.4%の減少が推計されています。

年少人口（0～14歳）についてみると、昭和55年15,665人、昭和60年15,429人と15,000人台を推移していたものが、平成期に入ると、平成2年14,164人とその大台を割り込み、平成12年11,356人、平成17年10,071人、平成22年9,107人、平成27年8,477人、令和2年7,965人と推移し、平成2年から令和2年までの30年間で約43.8%の減少をみています。同期間の総人口減少率約12.3%と比べると、「少子化」の進行の激しさが明らかです。将来人口についても、令和2年7,965人から令和12年（2030年）6,879人、令和22（2040年）年5,959人と「10年で約1,000人ずつ減少」していき、令和27年（2045年）には5,529人と推計されています。令和2年から令和12年までの10年間で約14%、令和22年までの20年間で約25%、令和27年までの25年間では約31%の減少となっています。※玉名市の総人口は国勢調査による。

2. 小学校児童数と将来推計

学校基本調査に基づき、小学校児童数をみると、昭和50年6,498人、昭和55年6,390人、昭和60年6,319人と6千人台を推移していたものが、平成期に入ると、平成2年5,981人、平成12年4,668人、平成17年4,307人、平成22年3,813人、平成27年3,476人、令和2年3,374人と推移しています。

玉名市全体の児童数については、令和3年5月現在の住民基本台帳を基にした推計では、令和9年（2027年）は2,936人になります。この結果、令和2年（2020年）3,374人から令和9年までの7年間の減少率は約13.0%となっています。

資料1-1（巻末資料）は、令和9年（2027年）の推計値に基づき、各小学校の「学級数」、「児童数」を示したものです。これを基に、「学校規模適正化」に関わる本審議会の審議が進められました。国の「手引」は、先に述べたとおり、「全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましい」としており、本審議会でも、玉名市の15小学校のうち、令和9年の推計で「12学級以上」の3小学校（玉名町小学校20学級、築山小学校19学級、玉陵小学校12学級）を除く12小学校を対象に審議を行いました。

「手引」に基づく課題整理、すなわち「学級数」による課題整理にそってまとめたものが、次の表です。令和9年の児童数（推計）、令和2年を基準に令和9年までの7年間の児童数の減少

率、令和9年のクラス平均児童数を示しています。

ア)「複式学級が存在する1～5学級」規模

- ・豊水小学校：4学級、児童数36人、減少率36.8%、クラス平均児童数9人

イ)「クラス替えができない6学級」規模

- ・滑石小学校：児童数70人、減少率33.3%、クラス平均児童数12人
- ・鍋小学校：児童数72人、減少率41.5%、クラス平均児童数12人
- ・小天小学校：児童数84人、減少率37.3%、クラス平均児童数14人
- ・大浜小学校：児童数102人、減少率21.5%、クラス平均児童数17人
- ・玉水小学校：児童数114人、減少率4.2%、クラス平均児童数19人
- ・八嘉小学校：児童数115人、減少率5.7%、クラス平均児童数19人
- ・伊倉小学校：児童数121人、減少率23.9%、クラス平均児童数20人
- ・睦合小学校：児童数136人、減少率20.9%、クラス平均児童数23人
- ・高道小学校：児童数146人、減少率13.1%、クラス平均児童数24人

ウ)「全学年ではクラス替えができない7～8学級」規模

- ・横島小学校：8学級、児童数210人、減少率17.6%、クラス平均児童数26人

エ)「半分以上の学年でクラス替えができる9～11学級」規模

- ・大野小学校：9学級、児童数215人、増減なし、クラス平均児童数24人

なお、「複式学級」とは、2つ以上の学年をひとまとめにした学級編制のことをいいます。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務教育標準法）」第三条（学級編制の標準）「公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。」に基づき、小学校では2つの学年の児童で編制する学級を16人（ただし、第1学年児童を含む場合は8人）、中学校では8人を標準として、都道府県教育委員会がその基準を定めるとされています。

3. 学校施設老朽化の現状

学校施設は、子供たちの教育・学習の場だけでなく、地域コミュニティの中心であり、災害時には避難所としての役割を果たす重要な施設です。学校施設の維持・管理、老朽化対策は大きな行政課題となっています。

玉名市の学校施設は、昭和40年代後半から昭和60年代にかけて集中して整備が行われていることから、築30年以上経過した学校施設は全体の約65%を占め、今後老朽化した大量の学校施設が更新時期を迎えることとなります。プールの老朽化はさらに進んでおり、50年以上経過する学校は12校となっています。40年以上経過した学校施設（校舎）の老朽化の現状（築山小学校を除く。）は以下のとおりです。

- ・滑石小学校：教室棟（建設年昭和46年、経過年数50年）
- ・八嘉小学校：教室棟（建設年昭和49年、経過年数47年）
- ・伊倉小学校：特別教室棟（建設年昭和51年、経過年数45年）
- ・睦合小学校：教室棟（建設年昭和51年、経過年数45年）
- ・玉水小学校：教室棟等3件（建設年昭和53年～54年、経過年数42～43年）
- ・大野小学校：管理教室棟（建設年昭和56年、経過年数40年）

30年以上経過した校舎等では老朽化が進み、修繕が必要とされる箇所も多く、施設整備、維持管理に多額の経費を支出しています。校舎等の老朽化に伴い、災害発生に備えた「安全・安心」の観点からの大規模改修等、施設整備の検討が必要な状況です。

しかしながら、平成31年3月、玉名市が推進する「質と量の最適化を目指す公共施設マネジメント」に基づき策定された「玉名市学校施設長寿命化計画」は、「玉名市学校規模・配置適正化基本計画」において「再編予定」とされる学校については「学校再編の具体的な実施時期が決まるまでの間は、その状況を見ながら維持管理を行う。」としています。厳しい玉名市の財政状況を踏まえると、学校規模適正化の一環として、費用対効果等、市民全体への説明責任を果たす中で、老朽化が進む校舎等の施設整備を計画的、効率的に進めることが求められています。

4. 通学距離・通学時間の現状

国は、公立小・中学校の通学距離について、「小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内」という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めています。実際にはスクールバス等を活用することにより、小学校で4km、中学校で6kmの通学距離を大きく上回る統合事例もあることから、通学時間の観点から各市町村の通学条件の基準を調査した結果、「交通機関を利用した場合の通学時間」を基準として設定している市町村の中では「おおむね1時間以内」と設定している例が多いことが明らかになりました。また、過去の統合事例を分析したところ、「統合後の最遠方からの通学時間は10分未満～75分までと幅広いものの、9割以上が1時間以内」という結果が示されています（「手引」から引用）。

玉名市は、通学のためにスクールバスを利用できる児童について、①通学距離が4km以上の児童、②学校の統合により通学条件が変更になる児童で教育委員会が認めるもの、③特別の事情を有する児童でスクールバスを利用する必要があると教育委員会が認めるもの、としています。

現在、玉陵小学校・大浜小学校・小天小学校の一部の児童がスクールバスを利用しており、玉陵小学校では「4km以上の児童」が42人、「最大所要時間」が30分、大浜小学校では「4km以上の児童」が20人、「最大所要時間」が60分、小天小学校では「4km以上の児童」はおらず、「最大所要時間」の児童が50分という現状です。

学校の統合により、スクールバスを利用する遠距離通学等、通学条件の変更は避けられませんが、昭和60年をピークに子供の体力が下がっていること、また、令和元年度の全国体力調査の結果は、小学校5年生男子の体力合計点が平成20年の調査開始以来最低だったことなどから、ゲーム等インターネット中心の生活で外遊びが減っていることに加えて、学校統廃合で通学方法が

徒歩からバスに移行して、運動量がさらに落ち込むことを懸念して、体育の授業以外で独自に運動の機会をつくる学校が出てきています。こうした「運動能力・体力づくり」の観点からも、スクールバス利用条件の検討が求められています。

令和3年度 玉名市立小学校の児童の通学時間

番号	学校名	4km 以上	最大 所要時間	番号	学校名	4km 以上	最大 所要時間
1	玉名町小学校	0人	30分	9	横島小学校	0人	50分
2	築山小学校	0人	50分	10	大野小学校	0人	40分
3	滑石小学校	0人	35分	11	睦合小学校	0人	40分
4	八嘉小学校	0人	40分	12	鍋小学校	0人	30分
5	伊倉小学校	0人	40分	13	高道小学校	0人	40分
6	玉陵小学校	42人	30分	14	玉水小学校	0人	20分
7	大浜小学校	20人	60分	15	小天小学校	0人	50分
8	豊水小学校	0人	50分	※玉陵小・大浜小・小天小はスクールバスの利用があります。			

第3章 本審議会の審議過程

1. 審議過程の概要

本審議会は、令和2年11月26日に第1回審議会を開催し、教育委員会事務局から、本審議会の目的、玉名市の小中学校の概要、平成24年策定の「玉名市学校規模・配置適正化基本計画」の内容及び進捗状況、将来人口推計に基づく児童数・生徒数・学級数等の説明を受け、審議会がスタートしました。第2回審議会以降は、「育てたい玉名の子ども像」や「学校教育環境の充実」等について全体会やグループワークなどで協議を進めました。

本審議会は、「これからの10年間を見通した学校教育環境の整備・改善」について審議することを目的とするものでしたが、将来推計に関わる資料作成の制約もあって、令和2（2020）年度から令和9（2027）年度までの7年間における小学校の児童数（推計値）の推移を基に、学校規模適正化について総合的な審議を行うこととしました。この7年間という期間は、令和2年入学の小学1年生が中学2年生になる期間、あるいは令和2年生まれの乳児が小学2年生になるまでの期間というイメージです。前述した通り「手引」は、「学校統合の検討においては統合後の将来ビジョンの共有が重要であり、統合によってより良い学校になる、魅力ある学校づくりにつながっていく、という道筋を明確にすることが必要となります。」と述べています。

審議は、平成23年12月に取りまとめられた玉名市学校規模適正化審議会「玉名市学校規模適正化について（建議）」、令和2年10月に実施された「玉名市学校規模適正化基本計画策定に伴う市民アンケート調査」等、関係資料を参考に進めました。

また、「10年後の学校教育」のビジョンについて、「小中一貫教育」に関する関心が示されたことから、6つの小学校を統合して平成30年4月に開校した玉陵小学校の井上加寿子校長をお招きして「玉陵小学校の今の姿」という題目で講話をいただきました。玉陵小学校は、「学校統合」、「小中一貫教育」、「小中合同の玉陵学園コミュニティ・スクール」という、現在玉名市が当面している「教育的課題」を実践している学校です。

2. 平成23年の「玉名市学校規模適正化について（建議）」の概要

現在、玉名市で推進されている「玉名市学校規模・配置適正化基本計画」は平成24年10月に策定され、平成33年度（令和3年度）までの10年間を計画期間とするものです。「基本計画」の策定にあたって、平成23年7月に玉名市学校規模適正化審議会を設置、平成23年12月に「玉名市学校規模適正化について（建議）」が提出されました。

「建議」は、「はじめに」のところで「本審議会では子どもたちの教育機会の均等と教育水準の維持向上を図るため、効果的でより良い教育が受けられるような教育環境の適正規模・配置について審議いたしました。審議では、教育においては児童生徒の個性を伸ばしながら社会性や協調性を育むことが重要であって、社会における『生きる力』を養うことができる教育環境を整わせることが必要であると考え、ここに建議したものです。」とうたわれていますが、本審議会の拠って立つスタンスや問題意識も同じところにあります。

平成23年（前回）の「建議」の骨子は、次のとおりです。

1) 「望まれる学校規模基準」について

1 学級の人数		1 学年の学級数	学校の学級数
小	～40人 (35人)	2学級～3学級	12学級～18学級
中	～40人	3学級以上	9学級以上

2) 推進の基本的な方向性について

6つのゾーンに分けた中学校区での推進を検討する。地域性がイコール中学校区であり、それをベースとした小学校の適正配置を検討すべきである。

3) 適正配置を早急に進める優先度基準について

適正規模に満たない小規模校（12 学級未満）から進める。特に、過小規模校（複式学級を有する学校）から順次検討する。

4) 中学校の規模適正化について

まず、小学校の学校規模適正化を進め、次に中学校の学校規模適正化を検討する。

5) 小中一貫教育について

玉名市独自の目標として、特色ある学校づくりの1つの取組みとして各中学校区において「小中一貫教育」を具体的に推進する。

6) 再編整備の指針について

再編整備を進める校区は「1 小学校 1 中学校」という新たな学校づくりを視野に入れた検討を行う。「小中一貫教育（9 年義務教育）」も検討の枠組みに入れる。

「建議」を基に策定された「玉名市学校規模・配置適正化基本計画」ですが、令和3年度までの計画期間に実施された「学校規模適正化」は、平成30年4月の、6小学校統合による玉陵小学校の開校、令和2年4月の、小天小学校、小天東小学校の統合による小天小学校の開校にとどまっています。そういう意味では、玉名市が現在当面している、学校教育環境の整備・改善は10年前からの「宿題」といえるでしょう。

3. 「学校規模適正化」に関する市民アンケート調査

教育委員会は、令和2年10月、「学校規模適正化」に関する検討の資料とするため、20歳以上の市民1,500人を対象に「玉名市学校規模適正化基本計画策定に伴う市民アンケート調査」を実施しました。有効回答者数は855人、回収率は57.0%です。調査結果の概要をみてみましょう。なお、「問」の後の数字は調査票の質問番号です。

1) 1学級の最低児童数について

「問5 小学校の児童数は、1学級に最低何人が必要だと思われますか。」

全体では、「1学級あたり21～30人」が47.6%、「1学級あたり11～20人」が43.2%とほぼ拮抗している。一般に「子育て当事者世代」とされる30歳代では、「1学級あたり21～30人」46.8%、「1学級あたり11～20人」44.3%、40歳代では「1学級あたり21～30人」46.2%、「1学級あたり11～20人」45.6%という結果である。また、家族形態別にみる

と、「未就学児がいる」世帯では「1学級あたり21～30人」47.1%、「1学級あたり11～20人」43.3%、「小学生がいる」世帯では「1学級あたり21～30人」49.0%、「1学級あたり11～20人」45.8%という結果である。

「問5」で「1学級あたり10人以下」、「1学級11～20人」と回答した人（合計388人）にその理由を尋ねた結果は、「個別の対応が十分とれるから」71.1%、「丁寧な学習指導を期待するから」64.7%の2項目が高く、「一人一人の活躍の場が保障されるから」19.8%となっている。

「問5」で「1学級あたり21～30人」、「1学級あたり31人以上」と回答した人（合計453人）にその理由を尋ねた結果は、「集団の中で色々経験できるから」68.2%がきわめて高く、「多くの児童と交流できるから」46.8%、「切磋琢磨し学力を伸ばせるから」と「社会性を身につけられるから」が同じ27.2%で並んでいる。

2) 1学年あたりの学級数について

「問8 1学年あたりの学級数について、どの程度が望ましいと思われますか。」

全体では、「1学年あたり2学級」が60.6%と最も高く、「1学年あたり3学級以上」が25.7%、「1学年あたり1学級」は11.7%と低い。「1学年あたり2学級」と答えた人についてみると、30歳代60.1%、40歳代63.2%、「未就学児がいる」世帯59.0%、「小学生がいる」世帯62.5%という結果である。

「問8」で「1学年あたり1学級」と回答した人（100人）にその理由を尋ねた結果は、「クラスとしての一体感があるから」64.0%、「個別の対応が十分とれるから」、「丁寧な指導ができるから」が同じ47.0%で並んでいる。

「問8」で「1学年あたり2学級」、「1学年あたり3学級以上」と回答した人（合計738人）にその理由を尋ねた結果は、「クラス替えにより多くの児童、教師と出会えるから」72.5%がきわめて高く、「友達が多くできるから」38.2%、「協調性を養えるから」35.1%、「理科や音楽、外国語などの専科（専門）の先生の指導を受けることができるから」16.3%となっている。

3) 学校再編推進の基準について

「問14 学校再編にあたり、どのような基準で進めるべきだと思いますか。」

「複式学級や単学級学年が存在するような学校、今後急速に児童の減少が見込まれる学校から適正配置を進めるべき」55.2%が高く、以下、「前回策定した計画の順番を基準とし、適正配置を進めるべき」23.7%、「老朽化した施設の学校から適正配置を進めるべき」14.9%となっている。

4) 学校再編に関する要望について

「問15 学校再編を進めるうえで何を望まれますか。」

「児童・生徒の通学とその安全（時間・距離・方法）」67.7%が高く、「適正な児童数・学級数の確保」44.2%、「小学校・中学校9年間を見通した学びの推進（小中一貫教育の推進）」35.1%、「校舎等の施設の充実」15.9%と続いている。

4. 玉陵小学校の取組み

平成30年4月、玉陵中学校区の梅林小学校、月瀬小学校、玉名小学校、石貫小学校、三ツ川小学校、小田小学校の6つの小学校を統合して、玉陵小学校が開校しました。玉陵小学校は、「学校統合」、「小中一貫教育」、「小中合同の玉陵学園コミュニティ・スクール」という、玉名市が掲げる3つの「将来ビジョン」を実践している学校です。「10年後の学校教育」のビジョンについて協議を進めるうえで、「玉名市の先進事例」ともいうべき玉陵小学校の取組みについての事例研究は不可欠です。このため、第2回審議会では井上加寿子校長（令和2年4月着任）をお招きして「玉陵小学校の今の姿」という題目で講話をいただきました。その概要を、以下の通り「統合後の学校の変化」、「『小中一貫教育』の実践」に分けてまとめてみました。

1) 統合後の学校の変化

①「みんなで素敵な学校にしたいです。」

「みんなで素敵な学校にしたいです。1年生の道徳の授業の中で、子供たちがどんな学校をつくりたいかというのを発表していたんですね。たまたま私が発表している子供の言葉に耳をとめた時、このような言葉を1年生が言いました。周りの子供がワーッと拍手する、とてもいい言葉だなと。」

②統合したメリット

「毎年新たな人間関係が築けます。というのも、毎年クラス替えをしておりますので。1組、2組があるからですね。人間関係の窮屈さとか固定化を回避することができています。それから、やはり授業等では、多様性と出会うチャンスも人数が多ければ増えていきますし、競い合う場の実現もあります。少人数だとなかなかそこが難しいところが、お友達と競い合う、『わあ、あの人すごいな。』という場面がたくさん見受けられます。」

③授業の変化

「2年生の生活科、それぞれ、6校から来ていますので、6校の旧校区の自慢をしようという、1つの学校ではなかなかできない学びも、6校集まっているから実現しています。」「4年生の音楽の授業。たくさんだから笑顔がいっぱいで、合奏もじゃんじゃんできます。」

④教職員の校務負担

「子供の数が少なくても、学校の仕事、校務分掌は同じようにある。先生方が少ないということ、それだけたくさんの役割分担を持たなければならないということです。本校現在（教職員は）28名です。・・・校務負担が減ればその分、子供たちと向き合う時間につながる。そういう姿をたくさん見せていただいております。」

⑤PTA活動

「マンパワーが倍になったというか、小学校については6倍なんですけど、プラス小中合同で美化作業を行います。ですので、校地は広いんですけど人手は多くございますので、そんなに大ごとしなくてもきれいに定期的にいただいております。」

⑥懸案事項

「広大な校区、6校区ありますので、この校区の把握と安全管理、帰った後の遊びとかで

すね、それがやっぱり通常の校区より6倍ありますので、ここは今懸念しているところで。それから地区との接点の減少・・・」

「担任以外の児童、保護者との距離はやはり小規模校に比べますとあるかなと思います。学校に行けば、例えば保護者の方が来られたらどの先生もみんなわかっているという環境とは少し違うかな、でも6年生に上がっていくうちに、だんだん環境ができていくのかなと思います。」

2) 「小中一貫教育」の実践

① 「金栗タイム」

「バス通学になった子供たちの体力低下を食い止めるために開校以来継続しているものです。今年は密を避けるために、5、6年生は中学校のグラウンドを走らせています。小学生と中学生と一緒に走る姿があります。」

② 「プール開き」

「今年は中学校3年生をお願いして、6年生のプール開きの時に模範泳法をしてもらいました。バタフライとか素晴らしい泳ぎを見せてくれて、とっても小学生にとってはあこがれのまなざしですね、眺めておりました。」

③ 「小中合同あいさつ運動」

「あちら側に体操服姿の6年生、手前に中学生がずらりと並んでおります。徒歩通学の子供たちしか、ここは通らないんですけど、来ましたら、中学生は黄色い線で必ず立止まって自転車を止めて「おはようございます。」とあいさつするんですよ。小学生はまだまだそこまでいかないんですけど、あのようにみんなに迎えられて、遠くから歩いてきている子供たちも笑顔で学校に入っていきます。」

5. 「子供の現状」と求められる学校教育環境

「10年後の学校教育」のビジョンを考えるために、本審議会では、どのような玉名市の子供を育てていきたいか、そのためにはどのような学校教育環境が必要かについてグループ協議を継続して行いました。出された意見を、「子供の現状」、「必要な学校教育環境」、「学校統合計画」の3つに分類して示すことにします。なお、「育てたい子ども像」については、玉名市教育委員会が設定している「めざす子ども像(た)(ま)(な)」、すなわち「(た)たくましい子ども」、「(ま)学び合う子ども」、「(な)仲良く伸びる子ども」の3つの柱にそって行いました。

1) 子供の現状について

- ・自立心という面ではちょっと足りていないかなと感じる。子供の送り迎えが多い。
- ・子供が一個人としてどれだけ精神的に強くなっていけるかはすごく大事と思う。
- ・地域を愛する心を育んでほしい。
- ・地域に根差した子供に育ててほしい
- ・あいさつがとてもよくできる。
- ・たくましがなくなっている。
- ・子供たちには、多くの人と関わってほしい。

- ・人数が多くなったとき、コミュニケーションとかうまくとれるかなというのが心配
- 2) 「必要な学校教育環境」について
- ・教育は何よりも大事。
 - ・クラス替えは子供たちの自立に大きく関わる。「20人前後のクラス」が2クラスになれば。
 - ・クラス替えをした方が教育効果が高い。
 - ・児童数はある程度多い方が、子供たちの成長にプラス。
 - ・人数が多いと自分を出せない子供がいる。クラスの人数は少ない方が・・・。
 - ・(クラスの)人数は20人くらいがいいと思う。
 - ・20人ぐらいのクラスが望ましい。国に予算はない。
 - ・複数クラスで競争も必要。
 - ・子供は地域で育てる。バス通学なら地域で育てられない。
 - ・地域ボランティアの協力がある。
- 3) 「学校統合計画」について
- ・6つの中学校区を離れて考えた方が良い(将来的にまた統合になるから)。
 - ・もっと大きな視点で見て、大きな学校をつくる。
 - ・立派な学校をつくっても、すぐに小さくなるかもしれないので先を見通して計画を。
 - ・基本は中学校区。ただ、1クラスの学校を2つくっつけても大きくならない。3つくっつけても維持。
 - ・21校の施設整備ができるのか。プールも老朽化している。財政面の話をしないと。
 - ・統合したらいろいろあると思うが、そういうことを出し合いながら進めないと。
 - ・問題を解決しながら。
 - ・段階的にする。(住民感情がついていかない。)

6. 教育課程・教育方法の観点

市民アンケート調査の結果やグループ協議で出された意見等を可能な限り踏まえ、本審議会では「学校規模適正化」について基本的な考え方をとりまとめました。その考え方は次の第4章で示しますが、その前に「教育課程」や「教育方法」の観点からの検討を行っておきます。

これまでの協議は、平成27年作成の「手引」に基づき「学級数」や「児童数」など教育形態の観点から検討してきましたが、「10年後の学校教育」のビジョンを考えるためには「教育内容」についても検討する必要があります。小学校の教育内容、すなわち教育課程や教育方法については「小学校学習指導要領」が定めています。現行の「小学校学習要領」は、平成29年3月に告示され、令和2年度から実施されています。「学習指導要領」の実施期間がおおむね約10年であることから、この10年間の教育課程の基準になるものです。

現行の「小・中学校学習指導要領」等のねらいは、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善です。「小学校学習指導要領」は、「豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指す」にあたっては、「(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。」「(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。」「(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。」を「児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ、偏りなく実現できるようにするものとする。」と指摘しています。

学習指導要領では、教育課程全体や各教科などの学びを通じて「何ができるようになるのか」という観点から、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育てていくことを目指しています。そのための「学び」が「主体的・対話的で深い学び」ですが、その推進のために、「アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善」が必要とされています。文部科学省による定義では、アクティブ・ラーニングは「学習者の能動的な参加を取り入れた授業、学習法の総称」とされています。アクティブ・ラーニングは、グループディスカッションやディベート、体験活動等を通して、子供自身が調査、発見をしながら課題の解決に取り組む教育活動です。

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けては、どのような学級規模、集団規模が適切なのか、その観点からも検討が進められるべきです。また、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の視点からは、「地域の教育力」が重要となっています。

また、学習指導要領は「教育内容の改善事項」として「初等中等教育の一貫した学びの充実」をうたい、「幼小接続・小中一貫・中高連携」といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習を重視しています。こうした考えに基づき推進されてきたのが、「小中一貫教育」です。義務教育においては、小学校6年間・中学校3年間の学校制度が基準となっていますが、小中一貫教育では、小中学校の9年間を通して一貫した教育課程（カリキュラム）を編成し、小学校で行われている教育と中学校で行われている教育の内容や方法を互いに調整合いながら一貫した教育を行っていくこととなります。小中一貫教育のねらいは、大きく2つあります。

1つは、小中学校の教職員の人的交流を行い、子供の「学力観」「指導観」「評価観」の共有を図り、授業改善の促進と学力向上を目指すことです。実際に、中学校の先生が小学校で授業を担

当（「乗入れ授業」）したり、小中学生が一緒になった合同授業等も行うことができます。2つは、中学校へ入学すると、授業内容が専門化し、学級担任制から教科担任制に変わるなど、子供たちにさまざまな変化が訪れます。中には、新しい環境に慣れるまで力を発揮できにくい子供や、周囲になじめず疎外・いじめの要因を生じさせてしまうケース（「中1ギャップ」など）もあります。一貫教育により、小中学校間の情報交換などが頻繁に行われれば、児童生徒に対するきめ細やかで適切な対応を効果的に行えるメリットがあります。一方で、子供たちの人間関係の固定化、小学校高学年のリーダー性の育成をどうするかなどの課題があります。

文部科学省が編集した「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（平成28年）」では、次のとおり説明されています。

「子供たちは小学校1年生から中学校3年生までの義務教育9年間の中で、日々の学習を積み上げて成長していきますが、例えば、

- ・小学校低学年の教員は、中学校での学習や子供たちが中学校を卒業するときの姿をイメージしながら日々の教育活動を行っているのか
- ・中学校の教員は、小学校のどの学年で何を学んで、何につまずいて今の子供たちの姿があるのかを知った上で指導に当たっているのか

といった問いに向き合い、目の前の子供たちの課題に応じた対応を模索することが、前述の法令上の要請と相まって、重要性を増してきました。

このような状況がある中、小学校と中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育活動に取り組む機運が高まり、各地域の実情に応じた小中一貫教育の実践が増加してきた側面があると言えます。」

玉名市では、平成24年度に「小中一貫教育推進計画」を策定し、小中一貫教育を開始しました。そして市内全小中学校が特色ある教科「玉名学」に、小学校においては独自の英会話活動「E・E（エンジョイ・イングリッシュ）」に取り組んできました。また、中学校区ごとに共通した目標及び目指す児童生徒像を掲げ、「義務教育の9年間で子供たちを育てる」「中学校区で一つになって取り組む」という基本姿勢のもと、小学校と中学校の教職員が協働し、地域と一体となって、9年間で子供たちを育てていく取組が行われています。なお、平成30年に開校した玉陵小学校は、玉陵中学校と同一敷地に建てられた施設一体型の学校であり、職員室は1つで教職員同士も交流を深め、連携の効果を上げています。

第4章 「学校規模適正化」についての基本的な考え方

教育基本法は、その第四条（教育の機会均等）において、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」とうたい、さらにその第六条（学校教育）において、「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」とうたっています。

本審議会は、玉名市におけるより良い教育環境の整備と、教育効果の一層の向上を図ることを目指し、「学校規模の適正化」について、次の6つの観点から進めることを建議するものです。

1. 「子供のための教育環境整備」の観点を第一に

学校規模の適正化により、より良い教育環境を等しく提供すること、より望ましい学習集団の中で教育活動が行われることを第一に考える。玉名市においては、「切磋琢磨できる教育環境」の整備が重要課題であり、現行学習指導要領を踏まえ、子供の「生きる力」、とりわけ「コミュニケーション能力」の育成、さらには学習者の能動的な参画を取り入れた「アクティブ・ラーニング」による授業改善に向けた「学びの集団づくり」が求められる。

2. 学校の適正規模の考え方

「適正規模」については、「1学級20～30人」「各学年2学級以上」が望ましい。したがって、将来的には「35人学級」となる小学校にあつては、クラス替えが可能な「各学年2学級以上（学校全体で12学級以上）」の学校規模を実現するため、全校児童数おおむね240人以上（1学年40人以上×6学年）を「学校規模適正化」の目安とする。

ただ、今後、統合しても「各学年2学級以上」とならない小学校が出てくることも想定される。統合後に学年1学級となるような場合においても「学級20～30人」は確保いただきたい。

3. 全市的な視野に立ち、適切な優先順位に基づく学校規模適正化の推進

児童・生徒数の将来推計を基に、全市的な視野に立ち、小規模校（12学級未満）、特に「過小規模校（複式学級を有する学校）」など、学校運営上改善の必要度の高い学校から、6つのゾーンに分けた中学校区単位での推進を図ることとし、保護者や地域住民の理解を得ながら進める。また、熊本地震を経験した教訓を基に、災害発生に備えた「安全・安心」の観点からの学校校舎等の改善は急務である。学校規模適正化の一環として、費用対効果等、市民への説明責任を果たす中で、老朽化が進む校舎等の施設整備を計画的、効率的に進めることが求められる。

4. 地域の実態を踏まえた学校の適正配置の推進

現在のコミュニティ（小学校区）については、学校統合による「コミュニティの拡大」という考えで進める。ただし、合併旧3町の範囲については、学校を取り巻く社会的、歴史的な背景に留意し、「地域アイデンティティ（郷土意識）」を尊重した推進を図る。

5. 子供たちの通学要件、地域性への配慮

通学時間等、子供たちの心身に与える影響や、地域の特性等に可能な限り配慮する。特に、スクールバス等の導入にあたっては、低学年児童への丁寧な配慮が重要である。国は、公立小・中学校の通学要件について、「交通機関を利用した場合の通学時間」を基準として設定している市町村の中では「おおむね1時間以内」と設定している例が多いとしている。子供の心身の状態に配慮するとともに、子供の「運動能力・体力づくり」の観点からも、スクールバス利用条件の検討を行うことが必要である。

6. 地域と学校の連携・協働の一層の推進

玉名市の「特色ある学校づくり」の取組である「小中一貫教育」を一層推進するとともに、「社会に開かれた教育課程」の観点から「地域の教育力」の活用、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の充実など地域学校協働活動を推進する。

平成29年、「学校を核とした地域づくり」をめざして、子供の成長を軸として、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、互いに膝を突き合わせて、意見を出し合い、学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「地域学校協働活動」事業がスタートした。子供たちも、「総合的な学習の時間」や放課後・土曜日、夏季休業中等の教育活動等を通じて地域に出向き、地域で学ぶ、あるいは、地域課題の解決に向けて学校・子供たちが積極的に貢献するなど、学校と地域の双方向の関係づくりが期待されている。

本審議会は、「10年後（令和13年）の学校教育のビジョン」を考えることから「学校規模適正化」についての審議を行ってきましたが、20年先（令和23年）を見通すと、年少人口の減少は一層厳しくなると思われるため、中間年である5年後（令和8年）に、基本計画の進捗状況等を踏まえた更なる検討を視野に入れておく必要があると考えます。令和2年3月、玉名市教育委員会は、「生涯を通じて未来を拓く 地域と国際社会に貢献する『かがやく』人づくり」を基本理念とし、この理念のもと今後5年間に取り組むべき施策を示した「第3期玉名市教育振興基本計画」を策定しました。その副題は「笑顔を育む玉名の教育プラン」です。「子供たちの笑顔」を育むためにも、「学校規模の適正化」は、地域・学校・行政・市民総がかりで取り組むべき重要な課題です。そのことを本審議会の総意として訴え、閉じることにしたいと思います。